

令和3年9月29日

市立小・中学校 保護者様

静岡市教育長
(教育委員会事務局児童生徒支援課)

緊急事態宣言解除に伴う市立小・中学校における感染症対策について (お願い)

日頃より学校教育につきまして、ご理解とご協力をいただき、また長期にわたり、新型コロナウイルス感染症対策にお取り組みいただき感謝申し上げます。

このたび、政府は、静岡県に発令していた緊急事態宣言を、9月30日をもって解除することを決定しました。

そこで、学校では、基本的な感染症対策を継続しつつ、教育活動の一部において感染症対策を緩和し、児童生徒の学びを保障することとしました。

今後も、お子さんの健やかな学びや心身の健康を保障していくため、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。(この依頼文及び別紙1、2は市HPに掲載してありますのでご確認ください。)

なお、今後の本市内外における感染拡大状況により、感染症対策を強化あるいは緩和する場合は、あらためてお知らせいたします。

記

1 学校内での感染の状況について

夏休み明け以降、いずれの小中学校・高等学校においても、教育活動を起因として、校内で感染が広がるという状況は確認されていません。今後も体調不良者(同居家族含む)の自宅での静養等につきまして、ご協力願います。

2 本市における感染レベルに応じた学校運営について 別紙1、2 参照

本市の感染レベル(文部科学省の「衛生管理マニュアル 2021.4.28 Ver.6」上の「地域の感染レベル」)は、レベル2に相当します。そこで、基本的な感染症対策を継続して学校運営を行うとともに、児童生徒の学び等を保障します。

3 お子さんが体調不良の際の対応について

- ・お子さんに発熱等の風邪症状がある場合には、かかりつけ医等への相談・受診を行い、治癒するまで自宅で休養することを確実に行ってください。

〔 受診しないまま熱が下がり、後日登校することは、感染のリスクが危惧されます。
相談や受診の手続きの詳細については、別紙2にて確認してください。 〕

- ・同居のご家族についても、毎朝、健康状態を確認してください。ご家族に風邪症状が見られる場合は、お子さんの登校について控えていただくようお願いいたします。
- ・これらの場合においては、欠席ではなく出席停止として扱います。この間の家庭学習については、学校からの連絡内容をご確認ください。

4 児童生徒や教職員の感染が確認された場合の対応について

このことについて、令和3年9月1日付「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン及びクラスターが発生した場合の対応等について」でお知らせしましたが、「児童生徒または教職員の感染が判明した場合のフロー」において、見直しがありましたのでご確認願います。

【お子様の感染が確認された場合】、このことを直ちに学校へ報告していただくとともに、濃厚接触者の特定のための聞き取り調査にご協力願います。

また、家庭生活においても、濃厚接触者の定義にあたるような行動をしないよう留意していただきたいと思います。(例) マスクを外した状態で友だちと会話したり食事したりすることや、換気の悪い室内で15分以上、友だちと一緒にいることなど。

【ご家族に感染（疑いがある場合を含む）の可能性があると判明した場合】も、速やかに学校までご連絡いただきますようお願いいたします。知り得た情報の取扱いについては、保護者の意向を尊重します。

5 お子さんの不安や悩み、身体の状態に応じた支援について

学校では、まもなく前期が終了し、お子さんは達成感を味わうとともに、後期に向けた意欲にあふれていることと思います。中には、後期への取組に支援が必要なお子さんがいることも想定されます。

教育委員会及び各学校では、教職員はもとより、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等が、それぞれの役割に基づき支援にあたります。お子さんのことでご心配なことがありましたら、ご相談ください。

6 差別・偏見・いじめ等の防止について

現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、特に感染力の強い変異株の割合が増えており、どこにいても、誰にでも感染する可能性が従来よりも高くなっていることを踏まえ、感染者とご家族の人権尊重・個人情報保護にご理解とご配慮をお願いします。

また、予防接種については、児童生徒及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であり、ワクチン接種できない人や望まない人もいることを踏まえて、個々の判断を尊重するよう、ご理解願います。

7 学びの保障について

新型コロナウイルス感染症の影響により登校できないお子さんには、プリント学習やICTを活用した学習を進めたり、登校再開後に補充学習を行ったりするなど、学習内容が身に付くよう日常の学習状況を把握しながら支援してまいります。

8 教育委員会における担当課等

【感染症対策に関すること】	児童生徒支援課	健康安全係	電話：354-2518
【心のケアに関すること】	同	生徒指導係	電話：354-2533
【教科指導に関すること】	教育センター	各教科担当	電話：251-3288